

パブリックコメント実施概要

- 1 案 件 名…第 3 期三条市障がい者計画・第 6 期三条市障がい福祉計画・第 2 期三条市障がい児福祉計画（案）
- 2 実施期間…令和 3 年 2 月 13 日（土）～ 3 月 5 日（金）
- 3 提出意見…33 件（1 人）
- 4 意見の内容と市の考え方

No.	パブリックコメント要旨	市の考え方
1	【相談支援の充実について】 相談支援専門員の退職や休職が相次いだ原因を把握なくして、対策は取れないと思われる。	産休・育休取得のほか、相談支援専門員 1 人当たりの業務量が多いこと、更に緊急時や困難なケースへの対応が求められ、精神的負担が大きいことが要因と捉えています。
2	【相談支援の充実について】 相談支援専門員を確保・定着させるための具体策が記載されていない。	保護者の高齢化等により、相談内容は障がいに関するものだけでなく、多岐にわたり重複化の傾向にあります。そのため地域包括支援センター等高齢分野の支援機関と相談支援事業所との協働により、支援の効率化を図りながら人材を確保していきます。 また相談支援専門員のアドバイザーとなる基幹相談支援センターを新設することで、相談支援専門員の育成及び精神的負担の軽減を図り、相談支援専門員の定着を推進していきます。
3	【相談支援の充実について】 障がい者相談支援事業の着実な実施の評価と充実とはどのような状況か。	自立支援協議会の全体会（年 2 回）や事務局会議（年 12 回）において、評価や改善策の議論・共有や必要な取組を行うなど、障がい者相談支援事業の充実を図っています。
4	【相談支援の充実について】 基幹相談支援センター機能新設による重層的な相談支援体制の構築とはどのようなことか。	令和 3 年度に現在の地域包括ケア総合推進センターに、専門職を含む職員 2 名体制の基幹相談支援センターを新設することで、関係機関との連携強化、地域移行・地域定着の促進等に向けた相談支援体制の強化を図るものです。

No.	パブリックコメント要旨	市の考え方
5	【相談支援の充実について】 精神障がい者の地域移行・地域定着とはどのようなことか。関係機関とはどこで、どのように連携するのか。支援体制の整備とはどのように支援する体制を整備するのか。	精神障がい者の地域移行・地域定着とは、精神科病院の入院患者等が地域に戻り生活し、地域生活を維持することをいいます。 地域移行・定着に向けて、自治会や医療機関、福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関が、日々のケースワークの中でのケース会議等を通じて、障がい者本人の生活目標や支援方針を共有し、役割を分担しながら支援していくことが必要となります。 支援体制の整備に当たり、まずは、精神障がいに対する理解促進を図るため、関係機関の顔の見える関係づくりを行っていきます。
6	【相談支援の充実について】 高齢分野との協働による支援により何がどのように効率化されるのか。それによりどれくらい確保されるのか。ケアマネ等の仕事が増えると思うが問題ないのか。	65歳以上の障がい者（障がい者は65歳になると）は、介護保険サービスが優先されます。しかし、制度移行がスムーズにいかなかったり、支援が障がいと介護で重複するなど、支援対象者本人が混乱を来すなどの課題が多く、こうした課題を解消するための協働であり、ケアマネの負担が軽減されることはあっても増えることはないものと考えています。
7	【相談支援の充実について】 障がいの分野で成年後見制度の利用が進まない理由について分析しなければ、対策は取れないのではないかと。	成年後見制度の利用が進まない理由について、本人の制度利用や申立書類の準備・費用への不安、相談支援専門員の知識や経験の不足が主な要因と捉えています。
8	【相談支援の充実について】 0JT や研修会の実施等、相談支援専門員の育成に向けた取組の強化とはどのようにするのか。	地域自立支援協議会や基幹相談支援センターの取組として、他事業所のベテラン相談支援専門員とペアを組む0JTの実施や相談支援専門員が学びたい分野・苦手とする分野に関する研修会を実施します。 また基幹相談支援センターの取組の強化として、市内事業所を対象に事例検討会の開催支援を行います。

No.	パブリックコメント要旨	市の考え方
9	【相談支援の充実について】 虐待対応について、現在どのような問題があり、今後どのようにしていくのか。	虐待対応に関する理解不足により、相談支援事業所や福祉サービス事業所が虐待通報することを躊躇していたケースがあることから、地域自立支援協議会や基幹相談支援センターの取組を通じて、関係者で虐待の定義や手順等の共有を行い、虐待対応について理解を深める必要があると考えます。
10	【相談支援の充実について】 地域包括ケアシステムとどのように連動するのか。	地域包括ケアシステムの地域包括ケア推進会議において、障がいに関する協議も行えるよう、協議体を整備するほか、地域包括支援センターと障がい者相談支援事業所との紐付けや地域包括ケア総合推進センターに基幹相談支援センター機能を新設することで、高齢者支援と障がい者支援の連動を図ります。
11	【日常生活支援の充実について】 重度の障がい者の受け皿の確保に向けた既存資源の活用及び関係機関等との連携について、新たな事業所の設置をするしかないのではないか。既存資源の活用とは何をどのように活用するのか。関係機関等との連携はどのように行うのか。	重度障がい者の受け皿の確保については、既存事業所の増築・改修による定員拡大のほか、既存資源の活用として、65歳以上の障がい福祉サービス利用者の介護保険サービス利用への移行を促進することで、新たな受け皿の確保に努めています。 また、関係機関等との連携については、地域自立支援協議会の全体会（年2回）、部会（年2回）、事務局会議のほか（年12回）、個々のケース会議において、日常的に関係機関の連携が行われています。
12	【日常生活支援の充実について】 障がい福祉サービス事業所から介護保険サービス事業所の利用への移行が進んでいない理由とは何か。介護保険サービス事業所では障がい特性に合ったサービスの提供ができるのか。	移行が進まない主な理由として、介護事業者の障がい特性への理解不足や移行に伴う利用者の環境変化への不安が挙げられます。 これらを解消するため、介護事業者を対象とした障がい特性に関する研修会・情報交換会を開催するとともに、個別のケースにおいて支援者間の適切な引継ぎや丁寧な本人説明に努めていきます。

No.	パブリックコメント要旨	市の考え方
13	【日常生活支援の充実について】 サテライト型住居とはどのようなものか。理解するため注釈が必要ではないか。	サテライト型住居とは、本体であるグループホームの近くに立地する民間アパート等で、本体から見守りや余暇支援を受けながら、一人暮らしに近い状態で生活を送ることのできる住居のことです。 御指摘のとおり注釈を加えます。
14	【日常生活支援の充実について】 障がい者への介護保険制度の周知どのように行うのか。	相談支援専門員が地域包括支援センター職員と連携しながら、65 歳に到達した障がい者やその保護者に対し、介護保険制度の説明や移行の提案等を行っています。
15	【就労支援・雇用促進について】 障がい者雇用支援企業をどのように誘致するのか。	市外において支援実績のある企業等のうち、当市の就労ニーズに適合する企業に対して、誘致に向けた働きかけを行っています。具体的には、当市の障がい者の就労に関する情報提供や視察会の開催を実施しています。
16	【就労支援・雇用促進について】 障がい者雇用支援企業の誘致以外の民間活力の活用による新たな一般就労先の確保とは何か。	市外企業の誘致以外にも、就労の場の創出に向けて、他市町村の先進事例を参考しながら、市内企業と福祉事業者が協力し、必要な取組を進めていくための環境整備を想定しています。
17	【就労支援・雇用促進について】 現状では特別支援学校卒業後の進路選択の支援はなされていないのか。その原因は何か。	福祉的就労については、地域自立支援協議会の取組の一環で、特別支援学校卒業予定者の進路希望についての情報交換会（年 1 回）を開催し、学校、事業者、市による通所調整を行っています。その中で、例えば、就職に当たっては、能力の関係で、卒業後、直ちに、希望どおりにいかない場合もあり、本人の就労意欲を就労につなげていくための段階的な訓練や支援などを通じ、学校、ハローワーク、協力企業等が連携しながら、継続して支援をしていくことを想定しているものです。

No.	パブリックコメント要旨	市の考え方
18	【就労支援・雇用促進について】 関係機関が就労定着の促進のためどのように連携するのか。	各関係機関が実施する就労定着支援について情報共有を行うなど、地域自立支援協議会の取組を通じて、関係機関の連携を図っています。
19	【就労支援・雇用促進について】 企業が求める就労に必要な知識や能力向上のための訓練をどのように充実するのか。	企業が求める知識や能力を把握するためのアンケート調査を行い、その結果を就労支援事業所が行う訓練に反映することで、内容の充実を図っています。
20	【就労支援・雇用促進について】 障がいに対する偏見等を払拭するための周知についてどのようにするのか。現状はどのように周知しているのか。	市民の障がい者に対する理解が深まるよう、障がい福祉事業所が行なうイベントなどを通じて、市民向けの啓発活動を行っています。 また、企業関係者に対しては、実際に障がい者が働く様子を見学する機会を設けることで、障がい特性に関する理解の促進を図っています。
21	【就労支援・雇用促進について】 工賃アップのための障がい者福祉活動サポート交付金の活用を促進とはどのようなことか。それにより工賃等がアップするのか。	サポート交付金については、事業所独自の自主製品の開発など、より収益性の高くなる取組に対して交付を行っています。交付金制度を創設した平成 24 年度から令和元年度までの 7 年間で、1 人当たりの工賃月額について 5,517 円増の効果を挙げています。(8,082 円→13,599 円)
22	【就労支援・雇用促進について】 福祉的就労事業所の受注機会の増大をするには市が調達する物品を事業所が提供している必要があるが、どのような物品があるのか。市だけでなく市民からも購入をしていただくことが良いと思うが、どのように周知するのか。	就労支援事業所において、トイレットペーパーや菓子・石鹸などを販売しています。 物品の周知については、各事業所による周知活動のほか、市役所（市民総合窓口）に常設された展示スペースや市のホームページを活用した周知を行っています。 こうした取組のほか、今後はツイッターでも随時、周知していきます。

No.	パブリックコメント要旨	市の考え方
23	【就労支援・雇用促進について】 農業分野と連携した訓練の場の充実とはどのようなものか。それにより工賃アップするのか。	代官島地内において果樹農家（岩福農園）と就労継続支援A型事業所（I WORKS）が連携した取組を行っています。農業の担い手不足解消と障がい者雇用の促進を図るもので、この取組によりA型の1人当たりの平均賃金月額が平成30年度から令和元年度までの1年間で25,257円増加しています。
24	【就労支援・雇用促進について】 福祉的就労事業所の商品の販売について、ブランド戦略に長けた企業からアドバイスしてもらうなど、事業所と企業の橋渡しを行政がすべきではないか。また、市のHPに福祉的就労事業所のHPのリンクを貼り付けるなどはできないのか。	外部コンサルティングの導入については、各就労支援事業所の意向を踏まえながら、障がい者福祉活動サポート交付金の活用により対応していきます。 今後、市のホームページに各事業所のリンクを貼り付けるなどポータル機能を追加していきます。
25	【障がいの早期発見】 「年中児発達参観」を着実に実施するために具体的にどうするのか。	発達支援コーディネーター研修において、基礎、応用、スキルアップとレベルに応じた内容の講義や事例検討等を行い、年中児発達参観従事者及び現場保育士の発達障がいの知見を深めるとともに、気づきのスキル向上を図ることで、同参観において発達障がい等の子どもを確実に発見できる体制を引き続き整えるものです。
26	【障がいの早期発見】 「保護者の障がいに対する理解の促進」を具体的にどう図るのか。	保護者の子どもの障がいに対する理解を促進するためには、早期に支援を受けることの必要性などを保護者から知ってもらうことが重要であるため、発達支援コーディネーター研修において発達障がいに関する知識と併せて保護者との関係づくりや支援に関する講義、事例検討を通じて保育士等の保護者対応スキルの向上を図るものです。

No.	パブリックコメント要旨	市の考え方
27	【障がいの早期発見】 特別支援サポーターの数は足りているのか。どのように適切に配置するのか。	人数については、更なる支援の充実のためには増員が必要と考えていますが、予算内で最大限の配置しています。 配置については、市で設定している特別支援サポーター配置基準（各学校において①特別支援学級に在籍し常に個別対応が必要な児童生徒数、②特別支援学級1学級に在籍する児童生徒数、③通常の学級に在籍する特別支援学級相当の児童生徒数、④小学校の通常の学級における「学習面又は生活面で著しい困難さ」を示す児童生徒数）から必要な特別支援サポーター数を設定します。加えて各学校の状況や全市的な視野を加味して配置します。
28	【障がいの早期発見】 放課後等デイサービス事業等について、サービスの提供量に限りがある中、一人一人の利用量の最適化を図るということは、短期的にはやむを得ないかもしれないが、受け皿を拡充する必要があり、どのように拡充するかを具体的に考えなければ、根本的には解決しないのではないか。	受け皿の拡充という意味での事業所の新設については、民間事業者の参入に委ねる部分が大きく、市としてもその動向を注視していきたいと考えています。 一方で、限られたサービス提供量の中で、児童の障がいの状態に応じてサービス利用量の最適化を図ることで、よりサービス利用が必要な重度の障がい児などが、必要な量を利用できるようにしていくことが必要であると考えています。
29	【障がい福祉計画・障がい児福祉計画について】 実績値を踏まえ、現状の問題点と改善方法について具体的な記載がない。	本計画の構成として国のガイドラインに従がい、前半に（～14 ページ）地域の課題、取組の方向性、取組の内容を記載し、後半（15 ページ～）に、国の基本方針、成果目標、数値目標を記載しています。

No.	パブリックコメント要旨	市の考え方
30	【地域生活支援事業について】 事業内容について、概要の記載しかない。	本計画の構成として国のガイドラインに従がい、前半に（～14 ページ）地域の課題、取組の方向性、取組の内容を記載し、後半（15 ページ～）に、国の基本方針、成果目標、数値目標を記載しています。 また、計画の編集に当たり、基本的に重点の取組は具体を記載していますが、継続の取組は具体を記載していません。
31	【成年後見制度利用支援事業について】 市による成年後見審判の代理申立ては代理して申し立てるものではない。	御指摘のとおり、「代理」の文言を削除します。
32	【成年後見制度法人後見事業について】 法人後見事業は社会福祉協議会が後見人を引き受けることであり、様々な相談に対応するためのものではないのではないか。	御指摘を踏まえ、「社会福祉協議会において事業を実施」に文言を修正します。
33	【三条市地域自立支援協議会について】 協議会委員に権利擁護の観点から弁護士を加えてはどうか。	御指摘を契機として委員構成の見直しを行い、今後、法律分野及び医療分野の委員を加える方向で関係機関と調整していきます。